

# 熊本県公報

## 目次

- 規 則
- 一 熊本県立保育大学校学則の一部を改正する規則 (児童家庭課)
  - 二 熊本県都市計画法施行細則の一部を改正する規則 (建築課)
  - 三 熊本県農業倉庫業法施行細則の一部を改正する規則 (農業団体金融課)
  - 登 載 依 頼
  - 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会)
  - 五 熊本県育英資金貸与規則の一部を改正する規則 (教育委員会)
  - 正 誤
  - 平成十四年三月二十五日熊本県告示第二百二十号(熊本県告示の形式を左横書きに改正する規程)中 (私学文書課) 一四

## 規 則

熊本県立保育大学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第二十九号

熊本県立保育大学校学則の一部を改正する規則

熊本県立保育大学校学則(昭和三十八年熊本県規則第七十二号)の一部を次のように改

正する。

目次中「第二十三条」を「第二十四条」に、「第二十四条」を「第二十五条」に、「第二十五条」を「第二十六条」に、「第二十六条」を「第二十七条」に改める。  
第四条中「基礎科目」を「教養科目」に、「専門的科目」を「必修科目」に改める。  
第五条中「基礎科目」を「教養科目」に改める。  
第六条中「専門的科目」を「必修科目」に改める。  
第十一条の表を次のように改める。

区 分	教 科 目	単 位 数
教養科目	体育(講義一単位、実技一単位)を含む八単位以上	
必修科目	二十六科目	五十単位
選択必修科目	保育実習一単位を含む十単位以上	
合 計		六十八単位以上

第十六条第四号中「八月一日から九月十日まで」を「八月五日から九月三十日まで」に改める。

第二十六条を第二十七条とし、第二十五条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とし、第二十三条の次に次の一条を加える。

(除籍)

第二十四条 校長は、次の各号のいずれかに該当する学生を除籍することができる。

- 一 第二条第二項に規定する在学期間を超えた者
- 二 授業料の納付を怠り、督促しても納付しない者

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一(第五条関係)

### 教養科目一覧

系 列	教 科 目	単 位 数			
		講義	演習	実技	計
教養科目	文学	2			2
	法学	2			2
	生活科学	2			2
	情報処理				2
	英語		2		2
	体育	1		1	2
合 計		9	2	1	12

別表第二(第六条関係)

### 必修科目一覧

系 列	教 科 目		単 位 数	
	講 義	演 習	実 習	計
保育の本質・目的の理解に関する科目	社会福祉	2		
	社会福祉援助技術		2	
	児童福祉			2
	保育原理	4		
	養護原理	2		
	教育原理	2		
	発達心理学	2		
	教育心理学	2		
	小児保健	4		
	小児栄養	2		
	精神保健	2		
	家族援助論	2		
	健康		1	
保育の内容・方法の理解に関する科目	人間関係	1		
	環境	1		
	言葉	1		
	表現（音楽リズム）	1		
	基礎的事項	1		
	乳児保育	2		
	障害児保育	1		
	養護内容	1		
	表現（器楽）	2		
	表現（造形）	1		
	体育	1		
	保育実習	5		
	総合演習	2		
合 計	24	20	6	50

別表第三（第六条関係）

選択必修科目一覧

系 列	教 科 目		単 位 数	
	講 義	演 習	実 習	計
保育の本質・目的の理解に関する科目	養護原理	2		
	老人福祉	2		
	発達心理学	1		
	臨床心理学	2		
	小児保健	2		
	保育内容総論	2		
	乳児保育	1		
	児童文化	1		
	表現（造形）	1		
	表現（器楽）	2		
	声楽	2		
	表現（造形）	1		
	体育	1		
保育実習	保育実習	2		
	保育実習	2		
合 計	8	12	4	24

附 則

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本県立保育大学校学則第四条から第六条まで及び第十一条並びに別表第一から別表第三までの規定は、平成十四年四月一日以後に熊本県立保育大学校に入学する者について適用し、同日前に在学する者については、なお従前の例による。

熊本県都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第三十号

熊本県都市計画法施行細則の一部を改正する規則

熊本県都市計画法施行細則（昭和四十六年熊本県規則第十五号）の一部を次のように改



7 倉庫は既設のものかどうかの別並びにあらたに建築改修又は修繕をなすものについては、その竣工の予定期日及び既設のものについては建築の時期

倉庫名	工事別	建築時期	竣工予定日
本 庫	新 築	年 月 日	年 月 日
第一支庫	新 築	年 月 日	年 月 日
第二支庫	新 築	年 月 日	年 月 日
第.....	新 築	年 月 日	年 月 日

8 付属の設備に関する事項  
受寄物の検査、調製、俵装、又は荷造機に倉庫の下屋を利用する外、下記の通りに本庫に付属建物を設備する。  
鉄筋コンクリートブロック スレート瓦葺 1棟 面積 m<sup>2</sup>

9 貸付事業をする場合は貸付総金額の予定及びその調達方法  
(1) 貸付金額 円  
(2) 調達方法  
何々銀行と無担保貸付契約又は組合資金をもって調達する

10 起業費及び1か年収支概算  
(1) 起業費  
収入の部

種 目	金 額	説 明
組合資金		
.....		
.....		
計		

支出の部

種 目	金 額	説 明
敷 地 料		
倉庫建築費		
倉庫修繕費		
倉庫買入費		
附属設備費		
備 品 費		
調 査 費		

種 費	金 額	説 明
計		

(1) 1か年収支概算  
収入の部

種 目	金 額	説 明
保 管 料		
調整手数料		
改装手数料		
荷造手数料		
計		

支出の部

種 目	金 額	説 明
事 務 員 給 料		
従業員給与金		
備 品 費		
消 耗 品 費		
印 刷 費		
通 信 費		
保 險 料		
計		

11 申請者である法人において農業倉庫業開始の決定を要するものにあつては、その決定を証明する書面  
(別紙総会の議事録の写1通)

12 公益法人にあつては、定款又は寄附行為及び財産目録

(1) 定款又は寄附行為は別冊のとおり

(2) 財産目録

資産	何円
私込済出資金	何円
土地	所在、地目、面積
建物	所在、棟数、面積
什器	種類、点数
.....	.....